

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	新津インター西地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第6号及び第8号並びに(は)項第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 共同住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に限る。)</p> <p>(3) 薬局(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局をいう。以下同じ。)でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第6号及び第8号並びに(は)項第3号及び第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 寄宿舎</p> <p>(3) 薬局でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(4) 店舗(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第25条第1号に掲げる店舗販売業の許可を受けたものに限る。)でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(5) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(2) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(3) 法別表第2(い)項第8号に掲げるもの</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</p>
壁面の位置の制限	<p>隣地境界線からは1.0m, 道路境界線からは1.5m。</p> <p>ただし, 次に掲げるもので軒の高さが3.0m以下のものは, この限りでない。</p> <p>(1) 独立した自動車車庫, 物置その他これらに類するもので隣地境界線からは0.5m以上かつ道路境界線からは1.5m以上離れているもの</p> <p>(2) 独立した自動車車庫で外壁を有しないもの</p>		
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路又は隣地境界線に面する垣又は柵の構造は, 生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のもの</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>		

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は, 条例第8条に定められている規定です。